

# 新連携 認定事業に対する支援制度

支援メニュー	内 容				
補助金	<p>法の認定を受けた事業に対し、以下の経費の一部を予算の範囲内で補助致します。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>【対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金、旅費</li> <li>・ コンサルタント料</li> <li>・ マーケティング調査費</li> <li>・ 広報費</li> <li>・ 展示会等出展料</li> <li>・ 試作・実験に係る経費（原材料費を含む）</li> <li>・ 産業財産権等取得費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>【補助金額の上限】</b></p> <p>試作あり：3,000万円                      試作なし：2,500万円                      ※上限額は何れも計画期間内の合計額です。                      ※申請・交付は各年度ごととなります。</p> <p><b>【補助率】</b> 2/3以内</p> </td> </tr> </table> <p>注)                      ・ 補助金については、認定を受けた後の補助金公募期間中に申請し、交付決定を受けてからのご利用となります。                      ・ 補助金額は予算額に応じて決められるものであり、希望額がそのまま交付されるものではありません。</p>	<p><b>【対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金、旅費</li> <li>・ コンサルタント料</li> <li>・ マーケティング調査費</li> <li>・ 広報費</li> <li>・ 展示会等出展料</li> <li>・ 試作・実験に係る経費（原材料費を含む）</li> <li>・ 産業財産権等取得費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p><b>【補助金額の上限】</b></p> <p>試作あり：3,000万円                      試作なし：2,500万円                      ※上限額は何れも計画期間内の合計額です。                      ※申請・交付は各年度ごととなります。</p> <p><b>【補助率】</b> 2/3以内</p>		
<p><b>【対象経費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 謝金、旅費</li> <li>・ コンサルタント料</li> <li>・ マーケティング調査費</li> <li>・ 広報費</li> <li>・ 展示会等出展料</li> <li>・ 試作・実験に係る経費（原材料費を含む）</li> <li>・ 産業財産権等取得費</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<p><b>【補助金額の上限】</b></p> <p>試作あり：3,000万円                      試作なし：2,500万円                      ※上限額は何れも計画期間内の合計額です。                      ※申請・交付は各年度ごととなります。</p> <p><b>【補助率】</b> 2/3以内</p>				
(株)日本政策金融公庫の低利融資	<p>認定を受けた事業計画に基づき、事業を行うために必要な設備資金及び運転資金を、(株)日本政策金融公庫から優遇金利にて融資がうけられます。詳しくは最寄りの公庫各支店にお問い合わせ下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>【貸付限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業事業 ～ 設備資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）</li> <li>・ 国民生活事業 ～ 設備資金 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）</li> </ul> <p><b>【貸付期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備資金 ～ 20年以内（うち据置期間2年以内）</li> <li>・ 運転資金 ～ 7年以内（うち据置期間3年以内）</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>注) 別途の貸出審査を経てからの融資となることから、法の認定によって必ず融資がうけられるものではありません。</p>	<p><b>【貸付限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業事業 ～ 設備資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）</li> <li>・ 国民生活事業 ～ 設備資金 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）</li> </ul> <p><b>【貸付期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備資金 ～ 20年以内（うち据置期間2年以内）</li> <li>・ 運転資金 ～ 7年以内（うち据置期間3年以内）</li> </ul>			
<p><b>【貸付限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業事業 ～ 設備資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）</li> <li>・ 国民生活事業 ～ 設備資金 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）</li> </ul> <p><b>【貸付期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備資金 ～ 20年以内（うち据置期間2年以内）</li> <li>・ 運転資金 ～ 7年以内（うち据置期間3年以内）</li> </ul>					
北海道信用保証協会の信用保証の特例	<p>新連携計画の認定を受けた事業者が金融機関より融資を受ける際に、北海道信用保証協会からの別枠または限度額拡大の措置により債務保証が受けられます。詳しくは最寄りの協会各支店にお問い合わせ下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>1) 普通保証等の別枠設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通保証枠（企業：2億円、組合：4億円） + 別枠保証（企業：2億円、組合：4億円）</li> <li>・ 無担保保証枠（8,000万円） + 別枠保証（8,000万円）</li> <li>・ 無担保無保証人保証（1,250万円） + 別枠保証（1,250万円）</li> <li>・ 流動資産担保融資保証（2億円） + 別枠保証（2億円）</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><b>2) 新事業開拓保証の限度額拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業：2億円 → 限度枠が4億円に拡大</li> <li>・ 組合：4億円 → 限度額が6億円に拡大</li> </ul> </td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>注) 北海道保証協会の審査を経てからの保証となることから、法の認定によって必ず保証がうけられるものではありません。</p>	<p><b>1) 普通保証等の別枠設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通保証枠（企業：2億円、組合：4億円） + 別枠保証（企業：2億円、組合：4億円）</li> <li>・ 無担保保証枠（8,000万円） + 別枠保証（8,000万円）</li> <li>・ 無担保無保証人保証（1,250万円） + 別枠保証（1,250万円）</li> <li>・ 流動資産担保融資保証（2億円） + 別枠保証（2億円）</li> </ul>		<p><b>2) 新事業開拓保証の限度額拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業：2億円 → 限度枠が4億円に拡大</li> <li>・ 組合：4億円 → 限度額が6億円に拡大</li> </ul>	
<p><b>1) 普通保証等の別枠設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通保証枠（企業：2億円、組合：4億円） + 別枠保証（企業：2億円、組合：4億円）</li> <li>・ 無担保保証枠（8,000万円） + 別枠保証（8,000万円）</li> <li>・ 無担保無保証人保証（1,250万円） + 別枠保証（1,250万円）</li> <li>・ 流動資産担保融資保証（2億円） + 別枠保証（2億円）</li> </ul>					
<p><b>2) 新事業開拓保証の限度額拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業：2億円 → 限度枠が4億円に拡大</li> <li>・ 組合：4億円 → 限度額が6億円に拡大</li> </ul>					
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定を受けた事業計画に基づき事業を行う中小企業者が増資を行う場合、中小企業投資育成会社からの株式・新株予約権・新株予約権付社債の引き受け、及びコンサルティングを通じて自己資本の充実を図ることができます。</li> <li>● 認定を受けた事業計画に基づく特許申請を行う際の審査請求料・特許料（第1年～第3年）が半額に減額されます。</li> </ul>				